

企業不祥事と株主代表訴訟

同志社大学法科大学院 教授
山下 友信

1. はじめに

皆様、こんにちは。山下でございます。2年半ぐらい前から京都で仕事をさせていただいております。今日はどうかよろしくお願い致します。

私に割り当てられたテーマは、「企業不祥事と株主代表訴訟」ということですが、今日の公開講座全体のテーマは「企業責任と消費者法」となっております。株主代表訴訟が消費者を救済するための直接の制度かというのと、そういうものでもありません。その関係はどうなっているのかということ、最初に少し「会社法」と「消費者法」がどうからみあってくるかという話をさせていただこうかと思えます。

「会社法」というのは、そういう名前の法律が「商法」の分野の一つの法律としてあるわけですが、どういう目的でこういう法律があるかというのと、会社と株主、あるいは会社と会社債権者との関係を規律するということだと理解されています。

しかし、株主、会社債権者以外に、会社には、それ以外の利害関係を持った人や組織団体などがあります。こういうものをステークホルダーと呼んでおりまして、従業員、取引先、消費者、地域社会、最近ですと進出先の諸外国といった、さまざまなステークホルダーがあり、消費者もその中の一つということになります。

「会社法」は、こういうステークホルダーの利益を実現することを目的とする法律ではありませんので、その面では消費者とは無関係のように見えます。

す。しかし、「会社法」という狭い意味での法律しか会社には法的に関わるものがないかという、会社も社会の中で活動する以上は、さまざまな法令の適用を受けることとなります。それだけでなく、CSR（Corporate social responsibility）、すなわち企業の社会的責任ということで、「会社法」やその他の法令だけをきっちり適用していけば、それで社会の問題が片付くかという、決してそうではない。「会社法」以外にも会社はいろいろ社会に対して責任を負っている規範というカルールのようなものがあります。

そういうことでありますから、今日の統一テーマである企業不祥事というものが発生致しますと、一つには、さまざまな法令違反、すなわち「会社法」のみならず、消費者関連の不祥事ですと「消費者法」関連のさまざまな法令に違反するという問題が発生しますし、法令違反ではなくても、企業の社会的責任という観点からの問題も発生します。

不祥事が生じて社会で騒がれるようになりますと、政府も、これは放置しておけないというので、さまざまな規制の強化が図られるということでありまして、「会社法」についても、第2次大戦後、非常に多くの回数の改正を経てこんにちに至っているわけですけれども、どういうときに改正が行われるかという、やはり企業不祥事の大きいものが生ずると、「会社法」のこういう部分が駄目だ、法改正しないとイケないのではなかろうかということで、改正が行われます。その中心は、コーポレート・ガバナンス、すなわち会社の統治、あるいは会社組織運営の在り方ということで、この観点から改正が行われてきました。

私のテーマである株主代表訴訟もその一つです。株主代表訴訟は、後で説明するように、第2次大戦直後から、制度としてはあったのですが、ほとんど使われない状態がずっと続いていました。ところが、1993年、今日ここにいる若い皆さん方は、バブル経済なんて全然生まれる前の話で、年長の方はよく記憶があると思いますが、日本経済が非常に浮かれて盛んだったので、その裏でさまざまな不祥事が起きていたということで、バブル

が破裂した93年ごろに、不祥事として噴出し、会社もガバナンスがしっかりしないといけないということになり、その一環として代表訴訟制度というものを改革したということがあったわけであります。

その代表訴訟がなぜ消費者問題に関わっていくか、その関係を説明しますと、まず不祥事として企業が消費者被害を発生する事件、事故を起こす。そうなりますと、いろいろな責任を会社がまず負う。例えば、会社が何らかの法令違反に該当することになって刑事責任を科されて罰金を支払ったりすると、罰金の額だけ会社に損害が生じます。

あるいは、会社がその不祥事で被害者から民事責任として損害賠償請求を受けて損害賠償金を支払うこととなり、それにより会社に損害が生ずることになります。

このような会社が被った損害について、会社を経営している取締役は、後でも申しますように、会社に対して損害賠償責任を負うという仕組みになっております。

しかし、この場合の損害賠償請求権者は会社でありますから、会社が取締役に訴訟を提起して賠償請求をするかということ、取締役というのは会社を動かしている人間ですから、自分が自分自身に対して、あるいは仲間の取締役に対して会社から訴えを提起するということはあまり期待できない。そこで、アメリカから輸入されたのが代表訴訟という制度で、株主が会社に代わって損害賠償請求訴訟を提起することができるという制度になっているわけです。

そうしますと、取締役としては不祥事を起こしてしまいますと会社に対して損害賠償責任を負うということになる。会社の責任というのは非常に巨額の責任になります。たくさんの被害者が生ずるような事故を起こしたりすると、その賠償金の総額は巨額なものになる。あるいは会社の信用が非常に低下して、売り上げが大きく落ちる。下手をすれば倒産する。そうすると会社の損害も巨額となるということです。

そういう巨額の損害について取締役個人に対して責任追及されるわけですから、これは非常に怖いということで、取締役としては代表訴訟の被告には絶対ならないように経営しようということで、代表訴訟制度には不祥事の発生を抑止する効果が期待できる。代表訴訟と消費者問題を含む企業不祥事というのは、こういう絡みではないかと思います。

2. 代表訴訟とは〔後掲資料 83 頁（1）参照〕

次に、代表訴訟というものについて簡単に整理しておきたいと思います。原告となるのは株主で、被告として訴えられるのは取締役です。取締役とは「会社法」の上でどういう位置付けになるかと申しますと、会社から経営を受任している。会社が委任者で、取締役が任されて経営をする受任者に当たります。

「民法」の中に委任という規定がございます。弁護士がお客さんから何か訴訟その他の法律事務を依頼されると、委任を受けるということになります。あるいは医者が患者さんから治療を頼まれる、これも同じく委任の性質を持った契約でございます。取締役も、弁護士や医者と同じ受任者です。

委任契約で受任者という立場になりますと、「民法」上により、善良な管理者の注意義務（善管注意義務といいます）に従い委任を受けた業務を執行しなくてはならない。取締役も、この善管注意義務に従い会社の経営をしなければならないということになるわけでありまして、もし経営上の失敗をして会社に損害が生じた、あるいは不祥事を起こして会社に損害が生じて、そういうことについて、故意、または過失があったということになりますと、取締役は、善管注意義務に違反したとして会社の損害について賠償責任を負うことになります。これは別の言い方では任務懈怠責任と呼んだりもするわけであります。

この会社に対する任務懈怠責任をどのように追及するか。これは先ほど申

し上げましたように、会社自身が損害賠償請求権者でありますから、会社が本来は訴えを提起して責任を追及するということですが、会社は取締役が経営しているということですから、会社自身が訴えを起こすということは、あまり期待できない。そこで会社に代わって株主が責任追及の訴訟を提起できるようになっている。これが株主代表訴訟です。

アメリカやイギリスには昔からこういう制度があったのですが、日本では戦前はそういう制度はありませんでした。戦前は、ドイツ、フランスなどのヨーロッパ大陸の会社法をモデルにして日本の「会社法」ができていたので、こういう制度はなかったのですが、戦後は占領政策でアメリカ法的な制度がたくさん輸入されました。その一つとして、この代表訴訟という制度も1950年（昭和25年）に導入されたものであります。

ところが、1990年、バブルのころまでは、代表訴訟が実際に提起されることは稀でありました。いまから四十数年前、私が学生だったころ、当時の東大の大先生たちが、アメリカでは、この代表訴訟とか、後ほど片山先生のお話の中に出てくる集団的な被害の回復のための訴訟制度、クラスアクションとアメリカでは申しますが、そういう制度を使ってアメリカでは、一般市民が社会のためにいろいろ企業の責任を追及している。それに引き換え、日本は何と遅れていることかと書かれたりして、ああ、そうかと思っていたところでありましたが、1990年ごろまでは代表訴訟も日本では全然使われることはありませんでした。

ところが、1993年の「会社法」の改正で、代表訴訟が非常に起こしやすくなりました。なぜ起こしやすくなるような改正をしたのか。それは先ほど申しましたように、バブル経済時代に、さまざま企業不祥事が実はありました。

そういうものに対して法令上の規制を強化する、国がいろいろ行政的に監督していくとか、そういうことは一つの対処方法ではあるのですが、それで済む話かというところではありません。逆に当時から規制緩和は重要だとい

うことは言われていたわけで、国、政府が何か不祥事に対して取り組むというよりは、株主が自ら原告になって是正していという制度が重要であるとされました。

また、当時、日米構造協議といって、またいまトランプ大統領がやろうとしているようなことですが、日本とアメリカの貿易が不均衡だとしてアメリカから不均衡を是正せよという強い要求がありまして、その一環として、日本の代表訴訟というのは非常に起こしにくいということを問題視してきました。

アメリカの企業も、投資家も日本の企業にどんどん投資するようになると、あまり株主が保護されていないではないかということで、代表訴訟をもっと活用できるようにしろという要求で、それ考慮して、会社法の改正がされました。

具体的な改正内容としては、最初に代表訴訟を起こすときの裁判手数料、すなわち訴状に貼る印紙代ですが、普通の裁判ですと、訴える請求額が高くなるにつれて、その印紙代も非常に高くなっていきますが、代表訴訟というのは非常に巨額の賠償請求をする訴訟になることが多いものですから、そうすると入り口のところでお金が掛かって、なかなか起こしにくい。

そこで、詳細は省略しますが、印紙代の規定を改正して、現在では、どんなに巨額の請求裁判を起こそうが、1万3千円だけで印紙を貼れば全て大丈夫ということになりました。

実は代表訴訟を起こしやすくせよと要求していたそのアメリカでは、当時あまり代表訴訟が起きすぎて、逆に今度はそれを起こしにくくするさまざまな制度が導入されつつありました。日本もそれとも合わせて代表訴訟が起りすぎないようにする仕組みも同時に導入すればよかったのかもしれませんが、そこはバブル崩壊の時代で、そういうことは言いにくい雰囲気だということで、世界でも最も代表訴訟を起こしやすい国になっているわけです。

このような改正後、一時期、非常に多くの代表訴訟が提起されました。こ

れはバブル崩壊で、金融機関では、バブルの波に乗って放漫貸し付けをした。非常にリスクな会社に担保も取らない多額の融資をして、それらが焦げ付いてしまったことについての責任追求の代表訴訟が多数提起されました。

一般事業会社でも、株価がどんどん上がるわけで、調子に乗って会社の剰余金を株式投資に回して、それがバブル崩壊で大損になったということで、これも取締役の、先ほどの善管注意義務違反の経営ではないかということで、要は代表訴訟のネタは当時いくらかでもあったわけでございます。

そうして多数起こされた代表訴訟で原告株主の勝率が高いかということ、決してそうではないということになります。中には大和銀行事件のように取締役の責任を認めたインパクトとの強い裁判もありました。これは大和銀行のニューヨーク支店の一行員が巨額の米国債の先物取引を無断でしていたのに、それを会社としてチェックできなかった。ということで、支店の業務を担当する取締役らが700億円の賠償金を払えと判決がでました。

700億円というところまで行けば、どうせ払えないのだから、何ということもないということも言えるのですが、とにかく額がすごかったので、日本の経営者にとっては責任を負うリスクが大きいということで脅威とされたわけでありませう。

これは社会全体として見れば、取締役を過剰に脅すだけで日本経済を委縮させるだけではないかという問題があるのですが、そういうことだけかということ、いい面もありまして、やはりそういう非常に大きな責任を負うリスクを負っているということ、取締役というか、経営者が認識をして、これは下手な経営をすると巨額の賠償金を取られて身ぐるみ剥がされそうだと、ということで、適法適正な経営というものをしていなければならないことになる。

社長さんなどの経営者が、そこまで考えたかどうか分かりませんが、その部下でサポートをする総務部などの人たちから見れば、こういう代表訴訟が起きるようになったことによって、社長に対して、あまりおかしなことをや

るとあなたは危ないですよというアドバイスがしやすくなったということではないかと思います。

ともあれ、改正後に代表訴訟が増えてきたわけですが、どれぐらい勝てるかということ、これはかなり難しい。善管注意義務違反があったと原告株主の方で証明しなければいけません。その証拠は社外にいる限り、そう簡単には手に入らないので、勝つのは一般論としてはかなり難しい。ただし、勝ちやすい類型があるというのがあります。それが法令違反行為があるということでありまして、法令違反になると勝ちやすいということが分かってきたわけです。

その辺りを説明する前に、簡単に取締役の会社に対する責任として、どういう類型があるかを整理しておきます。先ほどの善管注意義務という中に含まれるわけですが、大きく分ければ三つの類型があります。

第一が、不合理な経営判断です。放漫融資をして焦げ付かせてしまったとか、株に巨額の資金を投資して大損したとか、そういう不合理な経営判断をしたことによる責任という類型ですが、これに関しては解釈論として「経営判断原則」というものがあります。

経営上の行為というのは、社長が何かの事業や取引をやってみようということやってみただけでも結果失敗して会社に損が発生した。そういうことについていちいち全部責任を取っていたら、取締役というか、経営者としては、責任を負うリスクが大きくなりすぎるので、もうリスクを取る経営を一切しなくなることになる。それはまた会社、株主にとってもよろしくないということで、裁量の幅は非常に広く認めましょうというのが経営判断原則というものです。これがありますので、第一の類型で原告株主が勝つのはなかなか難しい。よほどひどい経営上の判断でないと勝てません。

多少勝ちやすいというのが第二の法令違反です。ここでいう法令は、「会社法」上の善管注意義務に違反したというだけではなくて、「独禁法」、税法、「刑法」上の賄賂なんていうのも全部入るわけでございます。

これらの会社に適用されるあらゆる法令を遵守して経営をすることが取締役の任務だということで、法令違反があると、やはり取締役は会社に対して責任を負うことになります。法令違反については、第一の類型と違い、取締役の広い裁量というのは認められませんので、法令違反さえ証明されれば責任を肯定することは容易になります。

もっとも、これは、あくまでも直接関与している被告取締役です。それ以外の取締役はどうなるのというと、話は別です。それが第三の監視義務違反という種類の責任の問題です。担当の取締役とか、どこかの事業部門の従業員が法令違反をした。そのほかの代表取締役社長やその他の取締役に、直接自分の担当ではないけれども、社内でそういうことが起こったことについて何も責任がないのかというと、そうではなく、会社内で起きていることについて合理的な監視をすることは取締役の義務であるということで会社に対する責任を肯定するということになります。

要するに不祥事で会社が損害を被る。それをしっかり監視して防止し得なかったことについて善管注意義務違反の責任が生じますということなのですが、そうはいいながら、大企業になりますと、非常に複雑、膨大な組織でありますから、取締役でも自分の担当部門以外のことについての責任は、監視義務違反を認めるのは困難ということで、第三の責任も、原告株主はなかなか勝てないことになります。

社内で非常に大きな組織で起きていることについて、いちいち取締役が担当でもないのに監視してられないという話であります。そうなると、監視義務というのは誰も違反することはないというのも問題だということで、最近では、違った表現ですが、内部統制システム構築義務違反という義務があって、それに違反すると会社に対して責任を負うのではないかという議論になっています。

内部統制システムというのは、法令遵守についての社内ルールを整備するとか、社員の教育をしっかりとるとか、さまざまなりスク管理をあらかじめ

対応策を考えておく、内部的な監査を実施する、それから、社内から変なことがあった場合に誰でも内部通報ができるような制度を設けるといようなことです。こういうふうに普段から不祥事が生じないような予防システムを用意しておけという義務が取締役にはあるということで、これが内部統制システム構築義務です。取締役がそれに違反すると、やはり会社に対する責任を生ずるということになる。ただ、本当にこの義務の違反があって責任が認められたというケースは、これまでのところ非常に稀という状況ではありません。

3. 消費者問題を伴う不祥事と代表訴訟

以上は、一般的な制度の取締役の責任のお話でしたが、消費者問題を伴う不祥事に関する代表訴訟で特に有名なケースを二つ紹介しておきます。

雪印食品事件というのが2005年ごろございました。BSEが発生したといので、病気にかかっていない牛肉かどうかというのを検査しなくてはいけないということがあったのですが、その検査制度が始まる前に既に屠畜をして在庫になっているお肉がある。

これは検査をしていないで製品化されてしまっているものですから、市場でそのまま売りに出すわけにもいかない。でも各会社に自分で損をかぶれというのも非常に気の毒なので、国の資金で既に屠畜した国産牛肉を買い上げるという仕組みをつくったのですが。

雪印食品という会社では、肉の部門はあまり儲かっていなかったの、何とか赤字を小さくしようとして、担当の従業員が輸入牛肉を国産牛肉に偽装して国のお金で買い取らせたということをしました。

それがばれまして、担当従業員は当然刑事罰を受けるわけですが、雪印食品としては、そういう不祥事を生じた結果、非常に大きな売上げの低下等の損害が生じたので、取締役の監視義務違反、内部統制システム構築違反であ

るのではないかということで代表訴訟が起こされました。

訴訟の結論としては、取締役には責任はないということになりました。監視したり内部統制システムで予防するというのはやはり無理だったということです。従業員レベルで巧妙にやってしまうと、それを取締役が発見して予防することができなかったとしても、それは善管注意義務違反にはならないという判断です。このように監視義務違反で責任なんて実際に追及することは難しいところです。

そういう中で、担当でもないのに取締役が責任を負わされたケースとして有名なのがダスキン事件です。ダスキンはお掃除の会社ですが、ミスタードーナツもやっているわけで、そのミスドが輸入販売した肉まんに「食品衛生法」違反の添加物が入っていた。それがばれまして大騒ぎになりました。

この代表訴訟では、担当の取締役はそういうことを知りながらやったので、これはもう法令違反で会社に大きな損害を与えたことになり、これは代表訴訟で負けるのは明らかなのですが、問題となるのは担当外の社長らの代表取締役の責任でした。

代表取締役らは、社内法令違反行為を監視するのを怠っていたのではないか、あるいは予防することについて十分な措置を取らなかったのではないかという責任が問われましたが、添加物の使用がされたこと自体については、やはり監視義務違反、内部統制システム構築違反ではないとされました。

ただ、この判決では、添加物が混入していたという事故が判明した後も、この代表取締役たちは、その事実を当面伏せておこうとした。それがしばらくたって露見しまして大騒ぎになって、ドーナツの売上げが激減して会社に大きな損害が生じることとなりました。判決は、事実を把握したのに、それを公表しないでおいたというのが取締役の善管注意義務違反になるといって責任を肯定したわけです。

公表しないというのは、隠蔽ということですから、当面は世間も分からないのですが、もし万が一それがばれたら企業の評判を大きく落とし、ブラン

ドの価値も非常に落ちる。そういうことは当然予見できるのに、それをしないで隠蔽しておいた。

これは日本の経営者によくある発想で、すぐ公表すると大変だから、しばらく伏せておいて、タイミングを見て公表しようという対応をよくやっていたと思うんですが、それをやると非常に危ない。

ただ、判決では、総額で100億円ぐらい会社に損害があったのですが、社長らの賠償責任があるとして実際に認めた額は現実的な額で5億円ということでしたが、このような判決が当時出たということで、これは非常に有名なケースです。

このように、代表訴訟で原告株主が勝てるというのは非常に稀だということですが、先ほど申しましたように、法令違反ということがはっきりしている事例では、少なくとも直接の担当者に対しては勝訴しやすい。

そればかりでなく、担当の取締役以外の監視義務を問われるような社長をはじめとする取締役も一緒に被告にされているのですが、要するに言葉は悪いですが、主犯が完全に黒ということになると、それを予防できなかった社長たちも、あくまでも私に責任がないと言い張って訴訟を続けるのも世間体が悪いということがあるということで、そういう場合に被告取締役が原告株主と和解をするケースが現れてきました。

そのような和解では、実際に被告とされた取締役たちで支払える程度の、せいぜい数億円までのお金の支払いと併せて、その会社でガバナンスを改善するシステムを導入するといった約束をするのとセットにすることが多い。

有名なものでは、非加熱血液製剤により患者に大きな被害を与えたミドリ十字事件とか、ここ何年前の前ではなくて、そのだいたい前に欠陥自動車を隠蔽していたことが問題となった三菱自動車事件で、やはりガバナンスの改善の約束とセットにされた和解が行われました。

これは消費者問題に限らず、「独禁法」違反とか、その他さまざまな法令違反のケースではよくある解決の仕方です。このようにいろいろ長年やって

いるうちに代表訴訟というのも、どういうふうにやれば勝ちやすいかとか、どういうふうに終結するのか、だんだん予測可能性が高まっています。

1993年の改正直後は非常に経営者にとっては大きな脅威、かつ濫用的な代表訴訟が懸念されるということで、もっと起こしにくくするような改正をせよという声が経済界からは高かったのですが、最近はかなり安定して、中小企業も含めて年間、国内で70、80件前後の代表訴訟が提起されるということで、大企業に向けたものは、またその半分、そんな数であります、全体として大した数ではない。

それから、あまり濫用というものもない。アメリカではよく弁護士が勝てるかどうかはともかく、まず訴える。そうすると会社も応訴するのが面倒なものだから、適当に和解して、その和解金のかなりの部分が原告弁護士に報酬として支払われる、そういう濫用的なものも、かつてアメリカでは多かったのですが、日本の代表訴訟を起こす弁護士さんは非常に真面目ですから、そんな報酬目当てで起こすというものは、まずないということです。

それから、判例の蓄積で結果がどうなるかという予測可能性も高まったということで、最近では研究者のみならず経済界の方からも、代表訴訟を起こしにくくするような改正をしてくれということはあまり言われなくなりました。

また逆に、代表訴訟以外にも企業責任を追及される、さまざまな裁判制度などが、その後できています。これは後ほど野村先生、片山先生のお話の中で出てくるとおりであります。

1993年当時は、企業と戦う、裁判で戦うには代表訴訟というのは非常に有効な手段で唯一あったということですが、最近はそのようなものでも、もっと戦う手段が多様化してきたということで、代表訴訟の役割が少し低下してきたのかなと思います。〔後掲資料83頁(2)参照〕

もっとも、現在でも、しばらく前にベネッセで個人情報的大量流出があったり、東洋ゴムでは免震ゴム性能偽装がありました、こういう事件に関し

でも代表訴訟が提起されて争われているところで、取締役が適法適正な経営をしようとするインセンティブを与える制度として、引き続き重要な役割を果たすのではないかとのことです。

4. コーポレート・ガバナンスと消費者問題〔後掲資料 83 頁 (3) 参照〕

最後にコーポレート・ガバナンス、先ほど申しました会社経営の組織の在り方ですが、これは少し近年トレンドが変わってきており、そこがまた消費者問題にもつながっていくということを少しお話します。

コーポレート・ガバナンスというものを考える目的は何かというと、大きく分ければ二つあって、第一は適法適正な経営を実現する、不祥事を防止する、そういう目的ですが、もう一つの目的として、株主の利益を実現することです。株主は、会社という組織と申しますか、法人を構成しているメンバーです。会社というのは株主のものであるということで、言ってみれば会社の主権者です。そうすると、主権者である株主の利益を実現する経営をすることもガバナンスの重要な目的ですねということになります。

日本の企業経営においては、特に第二の、株主の利益を高める機能が非常に弱いのではないかと。国際的な外国の主要国の企業と比べて利益率が非常に低い経営をしてきた。そういう経営が日本経済を駄目にして、もっと株主の利益を高めるような経営をせよという株主サイドからの圧力が非常に近年高まっているということになります。

それを象徴するのが、2015年に制定された「コーポレートガバナンス・コード」です。これは「会社法」その他の国の法令ではありませんで、かたちの上では証券取引所がつくっているルールとなりますが、上場している会社はこういうコードに従って経営をしなければいけないということになっています。〔後掲資料 84 頁 (4) 参照〕

コードに書いてあることは、例えば独立性のある社外取締役を上場会社は

少なくとも2名は任用しなくてはならないのですが、それは must、守らなければならないのかということ、必ずしもそうではなくて、Comply or Explain のルールということで、守らないという選択肢もありますが、しかし、守らないのであれば、守らない理由を Explain、説明しなければいけないということになります。世の中が納得できるような理由を説明しなさいということなのです。

こういう Comply or Explain という手法により、国の法令ではないけれども、さまざまなルールをつくって、ソフトに守らせる。ガバナンス・コードもそういうものだということがあります。

このコードに関して、象徴的な言葉として、「攻めのガバナンス」がこれからは必要だという説明がされているわけであります。攻めのガバナンスというのは、野村先生のお話にも出てくるので、そこでも聞いていただければいいと思いますが、これは何を言っているかということです。コーポレートガバナンス・コードでは、株主以外の消費者、取引先、従業員、その他さまざまなステークホルダーの利益の考慮は認めるけれども、先ほどの株主の利益を実現する経営、こういう面が従来日本では軽視されてきたので、これをより重視すべきだということを非常に強調しているわけです。

そういうことの説明として、リスクの回避や不祥事の防止ということを過度に強調すべきではないということがコードの説明文書の中に書いてあります。これは法令を守ることにこれからはそんなに真面目に取り組まなくていいとか、不祥事の防止も適当にやっておけばいいということを決して言っているわけではないのですが、ガバナンスはそういうことよりも、もっと儲けるための経営をするためにはどうしたらいいかということを重点的に考えなければならない。そのために、独立性のある社外取締役が社長さんたちの経営をしっかりとレビュー、評価することが外部の取締役の果たすべき役割であると強調しているのです。

社外取締役というのは月1回か2回会社に来て仕事をするだけですから、

監視義務とか内部統制システム構築義務違反を認めるのは社内の取締役以上に非常に難しいので、そういうことを社外の実務者にあまり期待してもしようがない。それよりは別の先ほど言った内部統制システムのためのいろんな仕組み、そういうものを充実すべきだということを言っているのだとは思いますが、言葉の上では、どうも不祥事の抑止はあまり強調すべきではないというトーンになっていて、非常に誤解を招きやすいのではないかと思います。本気で思っていたとしたら、危ないですね。

こういうコードが採択されて2年たったところですが、ここ一月ぐらいの間にも大きな企業不祥事が次々と起きているということで、こういう環境の下で消費者の利益をどのようにして守っていくのか。新しく重い課題を突きつけられているのではないかということでもあります。

私の話はこれまでとさせていただきます。どうもご清聴をありがとうございます。